

判決年月日	平成22年8月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成21年（行ケ）第10422号		
○ 拒絶査定に対する不服審判請求において、特許法29条2項により特許を受けることができないとして請求を不成立とした審決が、引用例及び一致点の認定に誤りがあるとして、取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

（要旨）

本件は、原告が、名称を「歯科用材料の製造方法」とする発明につき特許出願したところ、拒絶査定を受けたので、これを不服として審判請求をしたが、引用発明及び周知技術から容易想到であるとして請求不成立の審決を受けたことから、その審決の取消しを求めた事案である。

争点は、引用発明の認定の誤り、引用発明と本願発明との一致点・相違点の認定の誤り、相違点の判断の誤り、本願発明の効果についての判断の誤り、審判手続の法令違背等多岐にわたるが、本判決は、次のとおり、引用例の「シランコーティング剤」は、本願発明の「シランカップリング剤」とは認められないから、審決には引用発明の認定及び一致点の認定に誤りがあると判示して、審決を取り消したものである。

1 引用発明の認定の誤りについて

「(3) ……，引用例にシランカップリング剤を用いることが示されているといえるか否かについて検討する。

まず、……，引用例には『シランカップリング剤』なる用語は使用されておらず、『シランコーティング剤』（【請求項5】，【0049】），『コーティング剤，例えば，シラン』（【0045】）との用語が使用されているにすぎず，また，引用例全体の記載を精査しても，引用例には『シランコーティング剤』の意義若しくは定義及び使用目的については何ら記載されていない。

したがって，これらの技術的意義は，有機材料，無機材料及び複合材料の技術分野における技術常識に基づいて解釈するのが相当であるから，『シラン』，『カップリング剤』及び『シランカップリング剤』の一般的な技術的意義並びに引用例における『シランコーティング剤』（【請求項5】，【0049】）あるいは『コーティング剤，例えば，シラン』（【0045】）との記載及び位置付けから読み取ることができる意味内容から，引用例に『シランカップリング剤』を用いることが示されていると認められるか否かを検討する。」

「……。以上によれば，引用例に記載された『シランコーティング剤』の『シラン』を，特定の化学構造を有する『シランカップリング剤』と限定して解釈することはできないし，『コート』という使用形態を特定する『シランコーティング剤』と，その使用方法が専ら『コ

ート』であるとはいえない『シランカップリング剤』とを同一視することもできないというべきである。……。

よって、審決が……認定したように、引用例に『シランカップリング剤』を用いることが示されているということはできないから、審決の引用例の記載事項の認定には誤りがある。」

2 引用発明と本願発明の一致点の認定の誤りについて

「上記……のとおり、引用例には『シランカップリング剤』を用いることが示されているとはいえないから、『(c) 該多孔質セラミックスブロックの連通孔にシランカップリング剤，チタネート系カップリング剤，ジルコアルミネート系カップリング剤のうちから選択された少なくとも1つのカップリング剤を浸透させ，連通孔の表面をカップリング処理し，』を一致点とした審決の認定にも誤りがある。」